

戦争に協力するための民間団体が誕生

— NPO法人・さいたま国民を守る会 —

暑さが残る9月28日、埼玉県である団

体の設立総会が行なわれた。設立総会には社団法人日本郷友連盟、防衛庁内局、自衛隊埼玉地方連絡部、化学学校、陸上自衛隊幕僚監部、埼玉県在住の自衛隊、警察、消防OB、元町長など約一〇〇人が参加した。

会の名を特定非営利活動法人「埼玉県国民保護協力会（通称・NPO法人さいたま国民を守る会）」という。

国民保護法では、有事において国民が協力を要請されたときは「自発的な意思」で協力するだけで諸外国のように「義務化」されていない。これを危惧した自衛隊OBがつくる防衛諸団体のひとつ社団

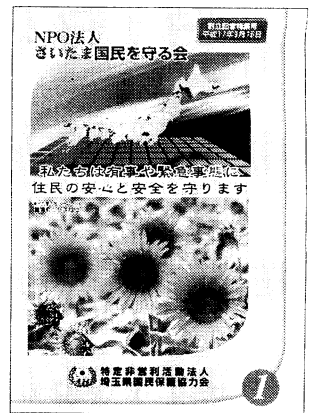
法人日本郷友連盟が中心となって立ち上げたのがこの会

である。

「有事における国民保護は国と地方自治体、地域住民の三者の役割と責任があつて初めて成り立つ。私たちはこの住民の協力分野に積極的に参加して、県民の生命と財産の保護に寄与する中核的団体を目指したい」と、設立の趣旨を会長（現埼玉郷友会会長）が述べている。

防衛庁事態対処法制室長は祝辞で「武力攻撃が行なわれた場合、防衛庁・自衛隊は攻撃を排除することに全力を尽くさねばならないため、国民保護にかかわるボランティアの役割は大変重要になる。その意味で『守る会』の設立は先進的で画期的。できる限り協力していきたい」と述べている。自衛隊は戦争することが本務で戦闘中は民間人のことなどかまっていられない、だからこんな組織が欲しかったのだ。

同会は埼玉県本部のもと五つの地域本部と85の市町村に支部を設けて県内全域をカバーし、設立後3年で組織基盤をかためる計画でいる。活動は「当面、啓蒙普及活動に専念し、以後は会誌や研究資料による情報提供、国や自治体が行な



同会の機関誌第1号（創立記念特集号）の表紙

う訓練への参加や自主訓練を実施、国民保護に関する受託研究など」を予定している。

同会理事長（現日本郷友連盟副会長、元陸上自衛隊第11師団長）は「設立を機会に各都道府県に同じ趣旨の組織が設立され相互に支援協力するための全国的なネットワーク、協議機関ができることを期待している」と話し、それをうけるように自衛隊埼玉地方連絡部長（一等空佐）空軍大佐）が「OBの方々の国民の役に立ちたいという熱い思いに頭が下がる。地方連絡部にも国民保護法に基づく新たな任務が付与されることが18年度の自衛隊業務計画案に盛り込まれた、今後はそれを踏まえて『守る会』とは密接なかわかりを持つことになる」と述べている。

平時の防災のための協力組織ではない、有事に戦争に協力するための組織が誕生して全国的ネットワークが進められようとしている。



右は、会の設立を報ずる『朝雲新聞』05年10月6日号